

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る 申請等の手引

令和7年 4月 1日 施行

姫路市

【目次】

1.	目的・趣旨	…1
2.	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	…2
3.	許可を要する工事	…3
4.	許可を要しない工事	…4
5.	留意事項等	…6
	5-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等	…6
	5-2 資格を要する者の設計が必要な対象工事及び設計者の資格	…7
	5-3 住民への周知について	…9
	5-4 留意事項	…10
6.	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可申請	…12
	6-1 手続きの流れ(フロー)	…12
	6-2 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	…13
	6-3 土石の堆積に関する工事の許可	…17
	6-4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	…20
	6-5 工事の変更許可申請	…21
	6-6 標準処理期間	…21
7.	検査	…21
	7-1 中間検査	…21
	7-2 完了検査	…22
8.	定期報告	…23
9.	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の届出	…24
	9-1 届出が必要な工事	…24
	9-2 手続きの流れ(フロー)	…25
	9-3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書	…26

10.	監督処分	…32
11.	土地の保全等	…33
12.	改善命令	…33
13.	罰則	…33
14.	様式等一覧表	…35
15.	様式集	…37

1.目的・趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴うがけ崩れや土砂の流出による災害を防止するため、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定し、この区域で行われる一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、許可や届出を義務付けています。

法令名及び用語の定義は以下のとおりです。

【法令名等】

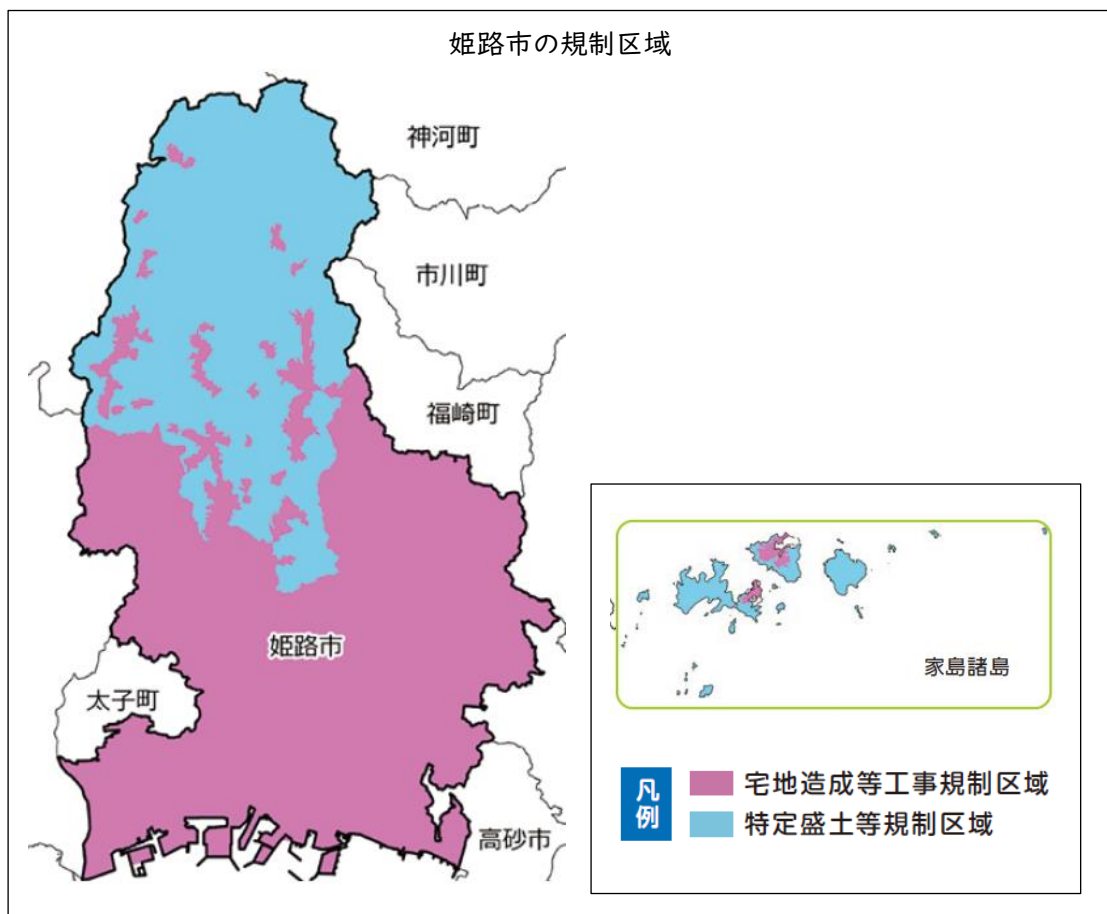
法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
細則	姫路市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

【用語の定義】

宅地	農地、採草放牧地、及び森林（以下「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令第2条で定める公共の用に供されている土地（以下、「公共施設用地」という。）以外の土地
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で、政令第3条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして、政令第3条で定めるもの（特定盛土等は、宅地造成を包含する。）
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で、政令第4条で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のもの（政令第1条）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
別記様式第○	省令により定められた様式
様式第○号	細則により定められた様式
様式例○号	本手引きにより定められた様式

2. 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

本市の規制区域は、以下のとおりです。詳細は、姫路市 Web マップで公表しています。



スマートフォンサイトはこちら

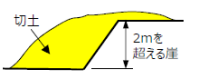
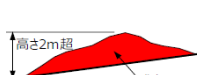
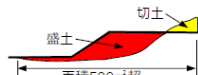
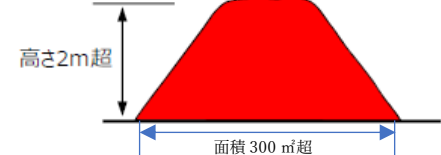


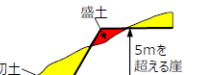
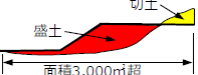
二次元コードをお読みください。
(一部未対応の機種があります)

※姫路市 Web マップの QR
コードです。スマートフォンサイ
トはこちらからお入りください。

3.許可を要する工事

規制区域内で行う一定規模を超える宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は許可の対象となります。

宅地造成等工事規制区域(法第2条、政令第3条、第4条)				
土地の形質の変更(盛土・切土)				
①盛土で高さが1m超の崖を生じる	②切土で高さが2m超の崖を生じる	③盛土と切土を同時に行い高さ2m超の崖を生じる	④盛土で高さ2m超(①③を除く)	⑤盛土、切土の面積が500㎡超(①～④を除く)
				
一時的な土石の堆積(許可期間5年以内)				
⑥堆積の高さが2m超かつ面積300㎡超		⑦堆積の面積が500㎡超		
				

特定盛土等規制区域(法第30条、政令第28条)				
土地の形質の変更(盛土・切土)				
①盛土で高さが2m超の崖を生じる	②切土で高さが5m超の崖を生じる	③盛土と切土を同時に行い高さ5m超の崖を生じる	④盛土で高さ5m超(①③を除く)	⑤盛土、切土の面積が3,000㎡超(①～④を除く)
				
一時的な土石の堆積(許可期間5年以内)				
⑥堆積の高さが5m超かつ面積1,500㎡超※		⑦堆積の面積が3,000㎡超		
				

4.許可を要しない工事

以下に該当する工事等は、許可は不要です。

区分	内容
公共施設用地で行う工事 (法第2条第1号) (政令第2条) (省令第1条各号)	・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国または地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項、第27条第1項、第30条第1項) (政令第5条、第27条、第29条) (省令第8条)	・鉱山保安法第13条第1項の届出又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の命令の実施に係る工事 ・鉱業法第63条第1項の届出、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の認可(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定による施業案の認可を含む。)に係る施業案の実施に係る工事 ・採石法第33条若しくは第33条の5第1項の認可又は同法第33条の13若しくは第33条の17の命令の実施に係る工事 ・砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の認可又は同法第23条の命令の実施に係る工事 ・土地改良法第2条第2項の土地改良事業、同法第15条第2項の土地改良事業に附帯する事業(農業集落排水施設整備事業を含む。)又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事 ・火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可若しくは同条第2項の届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可若しくは同条第2項の届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可に係る工事 ・家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係る工事 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行うものが行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可に係る工事 ・土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

	・国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事（地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構） ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの ・次に掲げる土石の堆積に関する工事 - イ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの - ロ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※2）又はその付近（※3）に堆積するもの
みなし許可となる工事 （法第15条各号、第34条各号）	・国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で許可権者（姫路市）と協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事
その他	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等） ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し

※1「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

※2「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

※3「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地に類する土地が該当します。

5.留意事項等

5-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事や特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準及び国の「盛土等防災マニュアル」に従い、盛土、擁壁等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものである必要があります。(法13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条、第20条)

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算について)
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(※4)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について(石張り、芝張り、板柵工等)
	第15条第2項	地表面(※5)の雨水その地表水からの浸食からの保護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

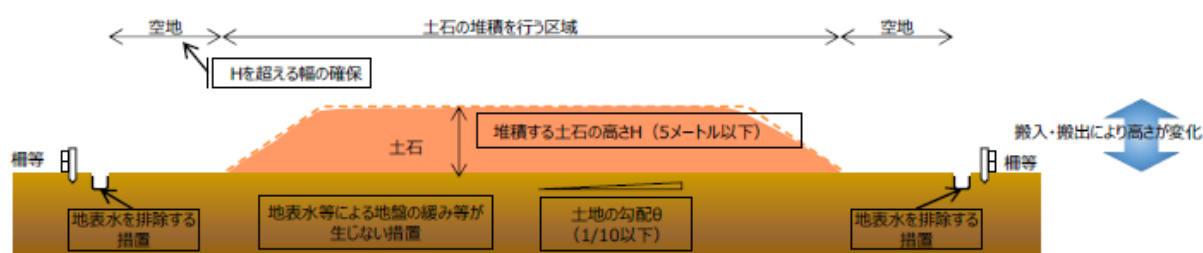
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2号	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について
技術的基準全般	第20条第2項	細則による基準の強化・付加について

※4 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

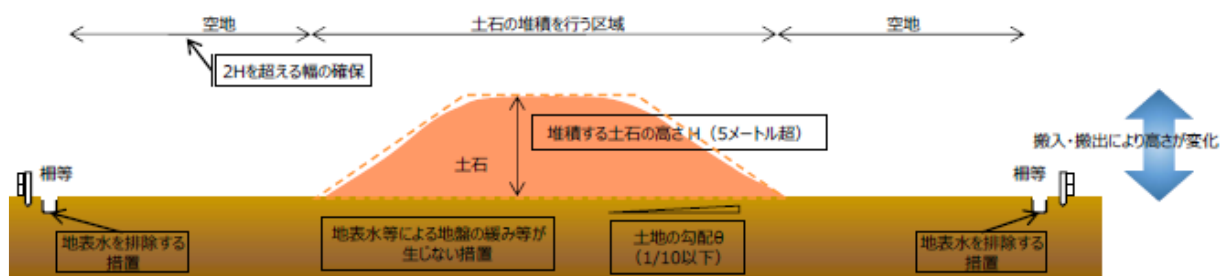
※5 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第18条)

【参考】土石の堆積に係る技術的基準(政令)全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



5-2 資格を有する者の設計が必要な対象工事及び設計者の資格

(1) 資格を有する者の設計が必要な対象工事(法第13条第2項、政令第21条)

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

(2) 設計者の資格（法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、昭和37年建設省告示1005号）

①学校教育法による大学（短期大学を除く）又は旧大学令による大学について、正規の土木又は建築に関する過程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

⑤次に掲げる、主務大臣が①から④に規定する者と、同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

イ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者

ロ 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者

ハ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするも

のに限る。)とするものに合格した者を含む。)

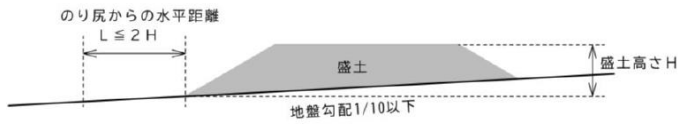
ニ 建築士法によるⅠ級建築士の資格を有する者

ホ ロからニに掲げる者のほか、主務大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

5-3 住民への周知について(法第11条、省令第6条)

工事主は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請にあたり、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催、書面の配布、掲示及びインターネットへの掲載の、いずれかの方法により工事の内容を周知するための必要な措置を講ずる必要があります。住民への周知を行う具体的な内容は、下表の内容とします。

【周知する範囲】

宅地造成等の区分	住民への周知を行う範囲
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・宅地造成等の最大高さ H に対して、のり尻又は土石を堆積する土地の境界から水平距離 $2H$ 以内の範囲(参考図Lの範囲) 
④溪流等における盛土 ⑤谷埋め盛土 ⑥腹付け盛土	次に示す全ての範囲 ・盛土の最大高さ H に対して、盛土をする土地ののり尻から下方の水平距離 $5H$ 以内の範囲(Iの範囲) ・下流の溪床勾配が2度以上の範囲(下方に溪流がある場合に限る) 

【周知する工事の具体的内容】

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ

	⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他市長が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他市長が必要と認める事項

【周知のための措置】

宅地造成等に関する工事に係る住民への周知は、次の①～③のいずれかの措置により行われなければなりません。そのうち、溪流等における高さ15mを超える盛土に関する工事をする場合は、説明会の開催により行われなければなりません。

①説明会の開催	説明会の開催については、工事について住民への周知を行われなければならない範囲内の全ての住民に、書面の配布（書面を配布する単位は世帯とする。）その他の措置により通知して、行うこと。
②書面の配布	書面の配布は、工事について住民への周知を行わなければならない範囲内の全ての世帯に対して行う。
③掲示及びインターネットへの掲載	掲示及びインターネットへの掲載による周知期間は、当該工事に着手するまでの期間とする。掲示は、工事を行う土地又はその周辺の適当な場所に設置するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。インターネットを利用した措置に当たっては、周辺の住民が容易に当該周知内容を検索できるように配慮すること。

【変更許可の申請に係る住民への周知】

宅地造成等に関する工事の変更許可の申請（法第16条第1項及び法第35条第1項）をするときは、あらかじめ住民への周知を行うことは法に規定されていませんが、当初許可の申請の前に行った周知の内容から大幅な変更が生じた場合は、再度の周知を行うことが望ましいです。

5-4 留意事項

（1）土地の所在地及び地番

- ・申請する土地について、地番まですべて記載すること。

・代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、秒については小数点第二位を四捨五入し、小数点以下第一位まで記入すること。

(2) 土地の面積

・許可申請に関する工事全体の土地面積を記載すること。

(3) 工事着手前の土地利用状況及び工事完了後の土地利用

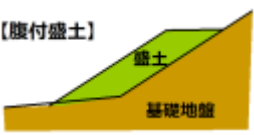
・工事前後の土地利用について、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載すること。

・計画されている擁壁等の施設が適切なものであることを確認するため、工事完了後の土地利用については、建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記載すること。

(4) 盛土のタイプ

・盛土の分類については下記より選択すること。

【盛土のタイプ】

平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの	
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの	
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土	

(5) 土地の地形

・溪流等(※6)に該当する土地は、地形図等を用いて判読された溪床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とする。

※6 溪流等・・・山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずる恐れが特に大きいものとして省令第12条で定める土地

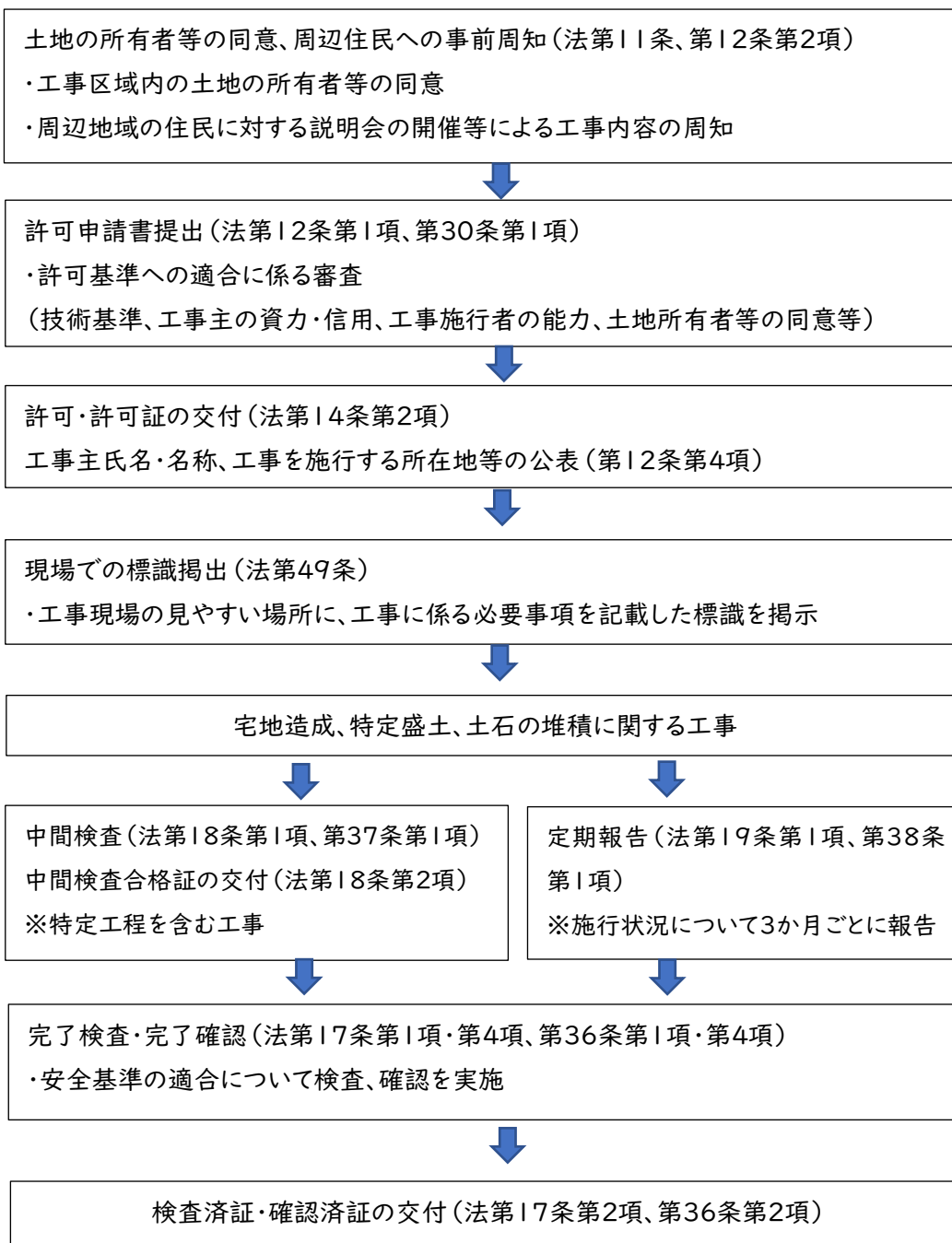
(6) 工事の概要

・「盛土又は切土の高さ」は、許可対象規模の盛土、切土に該当する最大高さを記載すること。

・「盛土又は切土をする土地の面積」、「土石の堆積を行う土地の面積」は、許可対象規模に該当する土地の面積を記載すること。

6. 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可申請（法第12条第1項、第30条第1項）

6-1 手続きの流れ（フロー）



※なお許可等の手続きに際して、法令に定めるもののほか、必要な技術的基準については原則として

- ・兵庫県「宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等技術マニュアル」
 - ・「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例運用基準」
- に準拠する。

6-2 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可（法第12条第1項、第30条第1項）

(1) 申請書提出部数

正本・副本 各1部（計2部）

(2) 許可申請に必要な書類

No.	種類・内容	政省令
1	許可申請書（別記様式第二（正）（副））	省令第7条第1項
2	構造計算書 ・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定 （鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合）	省令第7条第1項 第2号
3	地盤、崖面、渓流等における盛土の安定計算書 ・土質試験その他の調査 ・試験に基づく地盤の安定計算 （宅地造成に伴い、災害が生じる恐れが特に大きい土地において高さ15mを超える盛土をする場合又は擁壁の設置が必要でない崖面であることを確かめる場合）	省令第7条第1項 第3号、第4号
4	流量計算書 ・排水施設の断面の決定に用いる計画流水量の計算	
5	設計者資格証明書 ・様式例6号、卒業証明書、実務経歴証明書、資格、免許等の写し （5-2資格を有する者の設計が必要な対象工事を参照）	省令第7条第1項 第5号
6	申請する土地及びその周辺の写真	省令第7条第1項 第6号
7	工事主を証明する書類 【工事主が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類	省令第7条第1項 第7号、第8号
8	工事主の資力・信用に関する書類 【工事主が個人・法人共通】 ・資金計画書（別記様式第三） ・様式例4号 【工事主が個人の場合】	省令第7条第1項 第9号

	・預金残高証明書、融資証明書 ・直近2年の所得税の納税証明書(その1)または(その3の2)または(その1)(その3の2)の両方 【工事主が法人の場合】 ・預金残高証明書、融資証明書 ・直近2年の法人税の納税証明書(その1)または(その3の3)	
9	工事施行者の能力に関する書類 ・登記事項証明書、建設業の許可証明書 ・様式例5号	
10	工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類(同意者を証明する書類(工事主を証明する書類に準じるもの)添付)(様式例2号)	省令第7条第1項第10号
11	住民への周知の措置を講じたことを証する書類(様式例3号) (5-3住民への周知について参照)	省令第6条、第7条第1項第11号
12	工事主の誓約書 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約(様式例7号) ・暴力団員との関係を有しないことの誓約(様式例8号)	
13	国土交通大臣による擁壁の認定書 ・特殊の材料又は構法による擁壁	政令第17条
14	土地登記全部事項証明書(申請書提出日の3か月以内のもの)	
15	宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書(様式例1号)	
16	委任状(様式は任意・代理人が申請手続きを行う場合)	
17	その他市長が必要と認めるもの	

(3) 許可申請に必要な図面（省令第7条第1項第1号）

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする こと。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	・断面図を作成した箇所 に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水流域図	土地の境界、集水系統ブロック別に色分け、地表水及び排水施設の水の流れの方向、流量計算書との照合符号	1/2,500以上	
6	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	排水施設縦断面図	測点、排水渠勾配及び管径、管底高、マンホール種類、位置及び記号、マンホール間距離、基	1/1,000以上	

		準線 (D.L.)、排水施設記号		
8	排水施設構造図	排水施設の記号、開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等、放流先河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ	1/50 以上	
9	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
10	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法	1/50 以上	
11	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
12	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
13	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
14	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り（申請書提出日の3か月以内のもの）		
15	求積図及び算式	許可申請の対象となる土地の面積、盛土及び切土の土量	1/500 以上	

6-3 土石の堆積に関する工事の許可（法第12条第1項、第30条第1項）

（1）申請書提出部数

正本・副本 各1部（計2部）

（2）許可申請に必要な書類

No.	種類・内容	政省令
1	許可申請書（別記様式第四（正）（副））	省令第7条第2項
2	土量計算書 ・土石の堆積の最大積載土量の計算	
3	堆積した土石の崩壊を防止するための措置又は土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止するための措置の内容が適切であることを証する書類 （堆積した土石の崩壊を防止するための措置を行う場合又は土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合）	省令第7条第2項第2号、第3号、第32条、第34条
4	流量計算書 ・排水施設の断面の決定に用いる計画流水量の計算	
5	工程表 ・土石の堆積の工事に係る土地の整地などの準備から堆積した全ての土石を除却してそれについての市長の確認を申請するまでの工程を示す工程表	
6	申請する土地及びその周辺の写真	省令第7条第2項第4号
7	工事主を証明する書類 【工事主が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類	省令第7条第2項第5号、第6号
8	工事主の資力・信用に関する書類 【工事主が個人・法人共通】 ・資金計画書（別記様式第五） ・様式例4号 【工事主が個人の場合】 ・預金残高証明書、融資証明書 ・直近2年の所得税の納税証明書（その1）または（その3の2）また	省令第7条第2項第7号

	は(その1)(その3の2)の両方 【工事主が法人の場合】 ・預金残高証明書、融資証明書 ・直近2年の法人税の納税証明書(その1)または(その3の3)	
9	工事施行者の能力に関する書類 ・登記事項証明書、建設業の許可証明書 ・様式例5号	
10	工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類(同意者を証明する書類(工事主を証明する書類に準じるもの)添付)(様式例2号)	省令第7条第2項第8号
11	住民への周知の措置を講じたことを証する書類(様式例3号)(5-3住民への周知について参照)	省令第6条、第7条第1項第11号
12	工事主の誓約書 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約(様式例7号) ・暴力団員との関係を有しないことの誓約(様式例8号)	
13	土地登記全部事項証明書(申請書提出日の3か月以内のもの)	
14	宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書(様式例1号)	
15	委任状(様式は任意・代理人が申請手続きを行う場合)	
16	その他市長が必要と認めるもの	

(3) 許可申請に必要な図面

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるよう記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	
5	土石の断面図	土石の堆積の高さ	1/500以上	
6	柵その他これに類するものの立面図	関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示内容	1/50 以上	
7	排水流域図	土地の境界、集水系統ブロック別に色分け、地表水及び排水施設の水の流れの方向、流量計算書との照合符号	1/2,500 以上	
8	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
9	排水施設縦断面図	測点、排水渠勾配及び管径、管底高、マンホール種類、位置及び記号、マンホール間距離、基準線 (D.L.)、排水施設記号	1/1,000 以上	
10	排水施設構造図	排水施設の記号、開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等、放流先	1/50 以上	

		河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ		
11	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り（申請書提出日から3か月以内のもの）		
12	求積図	許可申請の対象となる土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積	1/500 以上	

6-4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

区分	盛土、切土をする土地の面積	申請手数料（円／1件当たり）	中間検査手数料（円／1件当たり）
盛土又は切土	500㎡以内	13,000	3,000
	500㎡超 1,000 ㎡以内	24,000	3,000
	1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	36,000	3,000
	2,000 ㎡超 3,000 ㎡以内	54,000	3,000
	3,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	66,000	6,000
	5,000 ㎡超 1ha 以内	90,000	6,000
	1ha 超 2ha 以内	144,000	6,000
	2ha 超 4ha 以内	218,000	12,000
	4ha 超 7ha 以内	346,000	24,000
	7ha 超 10ha 以内	488,000	42,000
	10ha 超	630,000	60,000

区分	土石の堆積をする土地の面積	申請手数料（円／1件当たり）
土石の堆積	500㎡以内	11,000
	500㎡超 1,000 ㎡以内	13,000
	1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	16,000
	2,000㎡超 3,000 ㎡以内	19,000
	3,000㎡超 5,000 ㎡以内	28,000
	5,000 ㎡超 1ha 以内	31,000
	1ha 超 2ha 以内	38,000
	2ha 超 4ha 以内	52,000
	4ha 超 7ha 以内	72,000
	7ha 超 10ha 以内	100,000
	10ha 超	130,000

変更許可申請手数料

土地の面積が増加する場合	増加する面積に応じた額（許可申請手数料の表を参照）（※7）
その他の変更をする場合（土地の面積が増加する場合を除く）	10,000 円

(※7) 変更許可申請の場合は、変更に係る部分の盛土、切土又は土石の堆積の土地の面積に応じた手数料の額とします。

6-5 工事の変更許可申請(法第16条、第35条)

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可に係る工事の計画を変更する場合、姫路市長の変更許可が必要となります。

なお、下表に示す軽微な変更の場合は、変更許可を必要としませんが、その変更内容について姫路市長に届出を行う必要があります。

【軽微な変更の内容】

宅地造成に関する工事	・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更、工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更	省令第38条第1項 細則第4条 (様式第5号)
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事	・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更、工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積については、変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間)が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)	省令第38条第2項 細則第4条 (様式第6号)

6-6 標準処理期間

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

・標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。

・申請窓口の執務が行われない休日(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)は期間に含まれません。

・適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。

・標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

7. 検査

7-1 中間検査(法第18条、第37条)

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、(1)の規模以上の工事で、(2)に示す特定工程を含む場合に、施行中の中間検査を実施します。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施行することができません。

なお、「みなし許可」となる都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事についても、中間検査の対象となります。

(1) 中間検査が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模（法第18条第4項、政令第23条）

行為	中間検査が必要な規模
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生じることとなるもの ②切土で高さ5m超の崖を生じることとなるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①②を除く）を生じることとなるもの ④盛土で高さ5m超（①③を除く）のもの ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超（①～④を除く）のもの

(2) 中間検査が必要な特定工程

- ・盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

(3) 中間検査の申請期間（省令第45条、第75条）

- ・(1)の特定工程に係る工事が完了した日から4日以内

(4) 中間検査に必要な書類等

- ・申請書提出部数 1部

No.	種類・内容
1	中間検査申請書（別記様式第十三）
2	特定工程終了工程報告書（様式例14号）
3	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図・設計図書・工事写真・試験結果

7-2 完了検査・完了確認（法第17条、第36条）

工事完了後、当該工事が許可基準に適合しているか確認するため、完了検査・完了確認を実施します。

(1) 完了検査・完了確認の申請期間（省令第39条、第69条）

- ・工事が完了した日から4日以内

(2) 完了検査・完了確認に必要な書類等

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査

- ・申請書提出部数 1部

No.	種類・内容
1	完了検査申請書（別記様式第九）
2	工事完了報告書（様式例13号）
3	図面（位置図・造成計画平面図・排水計画平面図）
4	工事写真（施行中及び完了時）
5	試験結果等

・土石の堆積に関する工事の完了確認

・申請書提出部数 1部

No.	種類・内容
1	確認申請書（別記様式第十一）
2	図面（位置図・工事完了後の平面図）
3	土石の除去完了後の写真

8.定期報告（法第19条、第38条、政令第25条、第33条）

工事の許可を受けた者は、以下に示す一定規模以上の宅地造成及び特定盛土等に関する工事の実施状況について、姫路市長に報告しなければなりません。

なお、「みなし許可」となる都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事についても、定期報告の対象となります。

（1）定期報告の対象規模

行為	定期報告が必要な規模
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生じることとなるもの ②切土で高さ5m超の崖を生じることとなるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①②を除く）を生じることとなるもの ④盛土で高さ5m超（①③を除く）のもの ⑤盛土又は切土の面積 3,000 ㎡超のもの
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積 1,500 ㎡超のもの ②堆積の面積 3,000 ㎡超のもの

（2）報告事項

申請書提出部数

正本・副本 各1部（計2部）

行為	報告事項	政省令等
宅地造成又は特定盛土等	ア 報告書（様式例9号） イ 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図 ウ ア（ア）から（ウ）の状況を示す次の書類 （ア）報告の時点における土地の平面図 （イ）報告の時点における土地の断面図 （ウ）報告の時点における造成面積求積図 （エ）報告の時点における土量計算書	省令第48条、第50条、第80条

土石の堆積	ア 報告書(様式例10号) イ 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図 ウ ア(ア)から(エ)の状況を示す次の書類 (ア)報告の時点及び前回の報告の時点における土地の平面図 (イ)報告の時点及び前回の報告の時点における土地の断面図 (ウ)報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積に関する求積図 (エ)報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積に関する土量計算書	省令第50条、第80条
-------	---	-------------

(3) 報告の期間(省令第49条、第79条)

3か月ごと

9. 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の届出(法第21条、第27条、第28条、第40条)

9-1 届出が必要な工事

①特定盛土等規制区域において行われる下表に該当する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事に着手する30日前までに、法第27条第1項の規定により、当該工事について姫路市長に届出を行う必要があります。また、工事の内容に変更がある場合も、工事に着手する30日前までに、法第28条第1項の規定により、当該工事について姫路市長に届出を行う必要があります。

区域	行為	届出が必要となる盛土・切土の規模
特定盛土等 規制区域	盛土、切土	(ア) 盛土で高さ1m超の崖 (イ) 切土で高さ2m超の崖 (ウ) 盛土、切土で高さ2m超の崖((ア)(イ)を除く) (エ) 盛土で高さ2m超((ア)(ウ)を除く) (オ) 盛土、切土の面積が500㎡超((ア)～(エ)を除く)
	土石の堆積	(カ) 堆積の高さが2m超かつ面積300㎡超 (キ) 堆積の面積が500㎡超

②本市における規制区域指定の際、規制区域内で既に行われている「3.許可を要する工事」に該当する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内(※8)に、法第21条第1項及び第40条第1項の規定により、当該工事について姫路市長に届出を行う必要があります。

(※8) 区域指定日:令和7年4月1日→届出期間:令和7年4月22日(21日後の日)

③④また、規制区域内において、擁壁等の除去工事等を行う場合（法第21条第3項及び第40条第3項）、若しくは公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合（法第21条第4項及び第40条第4項）は、それぞれ工事着手若しくは転用した日から14日以内に当該工事について姫路市長に届出を行う必要があります。

9-2 手続きの流れ（フロー）

	①	②	③	④
届出の内容	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（法第27条第1項）、変更の届出（法第28条第1項）	規制区域の指定の際において行われている宅地造成等に関する工事等の届出（法第21条第1項、第40条第1項）	規制区域内において擁壁等に関する工事等の届出（法第21条第3項、第40条第3項）	規制区域内において公共施設用地を宅地又は農地等に転用する場合の届出（法第21条第4項、第40条第4項）
期限	・工事に着手する日の30日前まで	・規制区域の指定があった日から21日以内	・工事に着手する日の14日前まで	・転用した日から14日以内



届出書類の提出

9-3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書

(1) 提出部数

正本1部、副本1部

(2) 届出書類

・㊶から㊿については、届出書類と必要図面で一式となる。

①特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出、工事の変更届出

㊶【届出書類一覧表（特定盛土等に関する工事）】

No.	種類・内容	政省令
1	届出書（別記様式第十九（正）（副）） 届出書（別記様式第二十一（正）（副））（変更の場合）	省令第58条第1項 省令第61条第1項
2	申請する土地及びその周辺の写真	省令第7条第1項第6号
3	工事主を証明する書類 【工事主が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類	省令第7条第1項第7号、 第8号
4	土地登記全部事項証明書（届出書提出日の3か月以内のもの）	
5	工事主の誓約書 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約（様式例7号） ・暴力団員との関係を有しないことの誓約（様式例8号）	
6	委任状（様式は任意・代理人が申請手続きを行う場合）	
7	その他市長が必要と認めるもの	

・変更については、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに限って添付すること

④【届出に必要な図面（特定盛土等に関する工事）】

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以 上	・等高線は、2m の標高差を示 すものとするこ と。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに 盛土又は切土をする土地の部 分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施 設、排水施設及び地滑り抑止ぐ い又はグラウンドアンカーその 他の土留の位置	1/2,500 以 上	・断面図を作成 した箇所に断 面図と照合で きるように記号 を付すること。 ・植栽、芝張り 等の措置を行 う必要がない 場合はその旨 を付すること。 ・擁壁、崖面崩 壊防止施設及 び排水施設に ついては、申請 書と照合できる ように番号を付 すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地 盤面	1/2,500 以 上	・高低差の著し い箇所につい て作成するこ と。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、 形状、内法寸法、勾配及び水の 流れの方向並びに吐口の位置 及び放流先の名称	1/500 以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質 の種類が二以上であるときは、	1/50 以上	・擁壁で覆われ る崖面について

		それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法		は、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法	1/50 以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	公図(法務局備付)	工事区域を朱線で枠取り(届出書提出日の3か月以内のもの)		
12	求積図及び算式	許可申請の対象となる土地の面積、盛土及び切土の土量	1/500 以上	

⑤【届出書類一覧表(土石の堆積に関する工事)】

No.	種類・内容	政省令
1	届出書(別記様式第二十(正)(副))	省令第58条第2項
	届出書(別記様式第二十二(正)(副))(変更の場合)	省令第61条第2項

2	申請する土地及びその周辺の写真	省令第7条第2項第4号
3	工事主を証明する書類 【工事主が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類	省令第7条第2項第5号、第6号
4	土地登記全部事項証明書(届出書提出日の3か月以内のもの)	
5	工事主の誓約書 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約(様式例7号) ・暴力団員との関係を有しないことの誓約(様式例8号)	
6	土量計算書 ・土石の堆積の最大積載土量の計算	
7	工程表 ・土石の堆積の工事に係る土地の整地などの準備から堆積した全ての土石を除却してそれについての市長の確認を申請するまでの工程を示す工程表	
8	委任状(様式は任意・代理人が申請手続きを行う場合)	
9	その他市長が必要と認めるもの	

・変更については、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに限り添付すること

⑤【届出に必要な図面(土石の堆積に関する工事)】

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並び	1/500 以上	・断面図を作成し

		に勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容		た箇所に断面図と照合できるよう記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	
5	土石の断面図	土石の堆積の高さ	1/500 以上	
6	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り（申請書提出日の3か月以内のもの）		
7	求積図	許可申請の対象となる土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積	1/500 以上	

②規制区域の指定の際において行われている宅地造成等に関する工事等

◎【届出書類一覧表（宅地造成及び特定盛土等に関する工事）】

No.	種類・内容	政省令
1	届出書（別記様式第十五（正）（副））	省令第52条第1項 省令第82条第1項
2	届出を行う土地及びその周辺の写真（※9） ・盛土又は切土を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	省令第52条第2項 省令第82条第1項
3	委任状（様式は任意・代理人が手続きを行う場合）	

㉔【届出に必要な図面（宅地造成及び特定盛土等に関する工事）】

No.	図面の種類	明記すべき事項	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
2	地形図（※9）	縮尺、方位及び土地の境界線	・等高線は、2mの標高差を示すものとする こと。
3	土地の平面図（※9）	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

※9 政令第23条に掲げる規模の工事である場合に提出が必要です。（P22（1）の表を参照）

㉕【届出書類一覧表（土石の堆積に関する工事）】

No.	種類・内容	政省令
1	届出書（別記様式第十六（正）（副））	省令第52条第3項 省令第82条第2項
2	届出を行う土地及びその周辺の写真（※10） ・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	省令第52条第4項 省令第82条第2項
3	委任状（様式は任意・代理人が手続きを行う場合）	

㉖【届出に必要な図面（土石の堆積に関する工事）】

No.	図面の種類	明記すべき事項	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
2	地形図（※10）	縮尺、方位及び土地の境界線	・等高線は2mの標高差を示すものとする こと。
3	土地の平面図（※10）	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石	

		の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
--	--	-----------------------------------	--

※10 政令第25条に掲げる規模の工事である場合に提出が必要です。(P23(1)の表を参照)

③規制区域内において擁壁等に関する工事等の届出

㊦【届出書類】

No.	種類・内容	政省令
1	届出書(別記様式第十七(正)(副))	省令第55条 省令第85条

④規制区域内において公共施設用地を宅地又は農地等に転用する場合の届出

㊦【届出書類】

No.	種類・内容	政省令
1	届出書(別記様式第十八(正)(副))	省令第56条 省令第86条

10.監督処分(法第20条、法第39条)

(1)許可の取り消し

・市長は、以下に該当する者に対して、許可を取り消すことができます。

①	偽りその他不正な手段により許可を受けた者
②	許可に付した条件に違反した者

(2)規制区域内の工事主に対する措置命令

・市長は、宅地造成等に関する以下の工事について、工事の停止又は災害防止措置を取ることを命じることができます。

①	許可を受けないで施行する工事
②	許可に付した条件に違反する工事
③	工事の技術的基準に適合していない工事
④	必要な中間検査を申請しないで施行する工事

(3)規制区域内の土地所有者に対する措置命令

・市長は、以下の土地においては、その土地の所有者、管理者、占有者、その土地の工事主に対して、当該土地の使用の禁止、制限、又は災害防止措置を取ることを命じることができます。

①	許可を受けずに工事が施行された土地
---	-------------------

②	完了検査を申請していない、又は完了検査の結果技術的基準に適合していない工事が施行されたと認められた土地
③	土石の堆積に関する工事の完了確認を申請せず、又は確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
④	必要な中間検査を申請しないで工事が施行された土地

11. 土地の保全等（法第22条、法第41条）

（1）土地所有者等の責務

・土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。

（2）土地所有者への勧告

・市長は、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施工者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができます。

12. 改善命令（法第23条、法第42条）

（1）土地所有者等への改善命令

・市長は、以下の措置がとられていないためにそれを放置すると災害の発生のおそれ大きいと認められる場合は、土地又は擁壁の所有者、管理者又は占有者に対して擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができます。

①	宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されていないか、不完全
②	土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられていないか、不十分

（2）土地所有者等以外の者への改善命令

・土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって、災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に、改善工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、市長はその行為をした者に対して改善工事の全部又は一部を行うことを命ずることができます。

13. 罰則（法第55～61条）

適用条文	刑の内容	適用を受ける者
法第55条	3年以下の拘禁刑又は1000万円以下の罰金	①許可を受けずに宅地造成等に関する工事をした者 ②偽りその他不正な手段により許可を受けた者 ③市長の災害の防止のため必要な措置に関する命令に

	【法人重科】 3億円以下の罰金（全 てに適用）	違反した者 ④技術的基準に適合しない工事の設計等をした者
法第56条	1年以下の拘禁刑又は 300万円以下の罰金 【法人重科】 1億円以下の罰金（③ に適用）	①完了検査、完了確認、中間検査の申請をしなかった者 又は虚偽の申請をした者 ②定期の報告をしなかった者又は虚偽の申請をした者 ③市長の改善命令、特定盛土等規制区域内における工 事の届出に係る措置命令に違反した者 ④立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
法第57条	1年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金	①特定盛土等規制区域内における工事の届出をしない でこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の申請 をした者
法第58条	6か月以下の拘禁刑又 は30万円以下の罰金	①基礎調査のための土地の立入を拒み、又は妨げた者 ②基礎調査において、市長の許可を受けなくて障害物 を伐除した者、又は市長の許可を受けなくて土地の試 掘等を行った者 ③規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関 する工事の届出又は公共施設用地の転用の届出をせ ず、又は虚偽の届出をした者 ④擁壁等に関する工事の届出をせず、又は虚偽の届出 をした者 ⑤市長が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者
法第59条	50万円以下の罰金	①許可を受けた工事主又は特定盛土等規制区域内に おける特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出 をした工事主で、所定の標識を掲示しなかった者
法第61条	30万円以下の過料	①許可に関する軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の 届出をした者

14.様式等一覧表

区分		手続きの種類	根拠法令	様式
許可 申請 関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第12条第1項 法第30条第1項	別記様式第二
		資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）		別記様式第三
		土石の堆積に関する工事の許可	法第12条第1項 法第30条第1項	別記様式第四
		資金計画書（土石の堆積に関する工事）		別記様式第五
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第16条第1項 法第35条第1項	別記様式第七
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第16条第1項 法第35条第1項	別記様式第八
		宅地造成に関する工事の軽微な変更の届出	法第16条第2項 細則第4条	様式第5号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出	法第16条第2項 細則第4条	様式第6号
標識		標識の掲示	法第49条	別記様式第二十三、第二十四
検査 関係	中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第18条第1項 法第37条第1項	別記様式第十三 様式例14号
	定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第19条第1項	様式例9号
		土石の堆積に関する工事の定期報告	法第38条第1項	様式例10号
	完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査	法第17条第1項 法第36条第1項	別記様式第九 様式例12号 様式例13号
		土石の堆積に関する工事の確認	法第17条第4項 法第36条第4項	別記様式第十一
届出 関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出	法第21条第1項 法第40条第1項	別記様式第十五
		土石の堆積に関する工事の届出	法第21条第1項 法第40条第1項	別記様式第十六

		擁壁等に関する工事の届出書	法第21条第3項 法第40条第3項	別記様式第十七
		公共施設用地の転用の届出書	法第21条第4項 法第40条第4項	別記様式第十八
		特定盛土等に関する工事の届出書	法第27条第1項	別記様式第十九
		土石の堆積に関する工事の届出書	法第27条第1項	別記様式第二十
	変 更	届出工事の変更届出	法第21条第3項 法第40条第3項 細則第5条	様式第10号 様式第11号
		宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出	細則第5条	様式第9号
		特定盛土等に関する工事の変更の届出書	法第28条第1項	別記様式第二十一
		土石の堆積に関する工事の変更の届出書	法第28条第1項	別記様式第二十二
そ の 他		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法第49条	別記様式第二十三
		土石の堆積に関する工事の標識	法第49条	別記様式第二十四

15. 様式集

1 省令

別記様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	..39
別記様式第三	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	..43
別記様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	..45
別記様式第五	資金計画書(土石の堆積に関する工事)	..49
別記様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	..51
別記様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	..56
別記様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	..60
別記様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	..61
別記様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	..62
別記様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	..63
別記様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	..64
別記様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	..65
別記様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	..66
別記様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	..67
別記様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	..69
別記様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書	..71
別記様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書	..73
別記様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	..75
別記様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識	..76

2 細則

様式第3号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	..77
様式第4号	土石の堆積に関する工事の協議申出書	..81
様式第5号	宅地造成等に関する工事の変更届書	..85
様式第6号	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書	..86
様式第7号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	..87
様式第8号	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	..91
様式第9号	宅地造成等に関する工事中止・再開・廃止届書	..95
様式第10号	届出の工事(宅地造成等工事規制区域内)の変更届書	..96
様式第11号	届出の工事(特定盛土等規制区域内)の変更届書	..97

3 手引き

様式例1号	宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書	・・98
様式例2号	土地所有権等に係る同意書	・・99
様式例3号	住民への周知実施報告書	・・100
様式例4号	工事主の資力及び信用に関する申告書	・・101
様式例5号	工事施行者の能力に関する書類	・・102
様式例6号	設計者の資格に関する申告書	・・103
様式例7号	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書	・・104
様式例8号	暴力団等に該当しない旨の誓約書	・・105
様式例9号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	・・106
様式例10号	土石の堆積に関する工事の定期報告書	・・107
様式例11号	工程報告に関する指示書	・・108
様式例12号	工程報告書	・・109
様式例13号	工事完了報告書	・・110
様式例14号	特定工程終了報告書	・・111

4 チェックリスト

チェックリスト1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	・・112
チェックリスト2	土石の堆積に関する工事の許可	・・114
チェックリスト3	中間検査・完了検査・完了確認・定期報告	・・116
チェックリスト4	特定盛土等規制区域で行われる工事の届出	・・117
チェックリスト5	指定日をまたぐ工事・擁壁等の工事・公共施設用地の転用の届出	・・119

(正) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書					
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 姫路市長 様 申請者 氏名				※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)				
5	土地の面積 平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ メートル			
	ロ	盛土又は切土をする 土地の面積 平方メートル			
	ハ	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
	ヘ	番号	種類	内法寸法	延長
				センチ メートル	メートル
ト	崖面の保護の方法				

チ	崖面以外の地表面 の保護の方法			
リ	工事中の危害防止 のための措置			
ヌ	その他の措置			
ル	工事着手予定年月日	年	月	日
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日
ワ	工程の概要			
11	その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				姫路市指令土 第10 - 号()
係員氏名				係員氏名

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

手 数 料 確 認 欄			
※手 数 料	円	庶務担当 印	備考

※ 意 見 欄	
担当者 職 氏 名	印

様式第二

(副) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 姫路市長 様 申請者 氏名					※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)					
5	土地の面積 平方メートル					
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ メートル				
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル				
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
			切土	立方メートル		
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
					メートル	メートル
	ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル
ト	崖面の保護の方法					

チ	崖面以外の地表面 の保護の方法			
リ	工事中の危害防止 のための措置			
ヌ	その他の措置			
ル	工事着手予定年月日	年	月	日
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日
ワ	工程の概要			
11	その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				姫路市指令土 第10－ 号()
係員氏名				係員氏名

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
支 出	〇〇〇	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	
支 出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	〇〇〇				
	借入償還金				
	〇〇〇				
	計				
収 入	自己資金				
	借入金				
	〇〇〇				
	処分収入				
	〇〇〇				
	補助負担金				
	〇〇〇				
	〇〇〇				
	計				
借入金の借入先					

年度	計

(正) 土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を申請します。			※手数料欄	
年 月 日				
姫路市長 様				
申請者 氏名				
1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設 計 者 住 所 氏 名			
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 、 経度： 度 分 秒)		
5	土 地 の 面 積	平方メートル		
6	工 事 の 目 的			
7 工 事 の 概 要	イ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メー ト ル		
	ロ 土石の堆積を行う 土 地 の 面 積	平 方 メー ト ル		
	ハ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立 方 メー ト ル		
	ニ 土石の堆積を行う 土 地 の 最 大 勾 配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅	
			メー ト ル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置			
	ヌ 工事中の危害防止 の た め の 措 置			
ル そ の 他 の 措 置				

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8 その他必要な事項				
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				姫路市指令土 第12－ 号 ()
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

手 数 料 確 認 欄			
※手 数 料	円	庶務担当 印	備考

※ 意 見 欄	
担当者 職 氏 名	印

様式第四

(副) 土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可 を申請します。 年 月 日 姫路市長 様 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積 平方メートル			
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ	土石の堆積の 最大堆積高さ メートル		
	ロ	土石の堆積を行う 土地の面積 平方メートル		
	ハ	土石の堆積の 最大堆積土量 立方メートル		
	ニ	土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ	勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ	土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト	空地の設置	番 号	空地の幅
				メートル
	チ	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ	堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置		
ヌ	工事中の危害防止 の た め の 措 置			
ル	そ の 他 の 措 置			

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8 その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				姫路市指令土 第12－号()
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	
支出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	〇〇〇				
	借入償還金				
	〇〇〇				
	計				
収入	自己資金				
	借入金				
	〇〇〇				
	処分収入				
	〇〇〇				
	補助負担金				
	〇〇〇				
	〇〇〇				
	計				
借入金の借入先					

年度	計

(正)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法

第 16 条第 1 項

第 35 条第 1 項

の規定により、変更の許可を申請します。

年

月

日

姫路市長

様

申請者 氏名

※手数料欄

1

工 事 主 住 所 氏 名

(法 人 役 員 住 所 氏 名)

()

2

設 計 者 住 所 氏 名

3

工 事 施 行 者 住 所 氏 名

4

土 地 の 所 在 地 及 び 地 番

(代 表 地 点 の 緯 度 経 度)

(緯 度 : 度 分 秒 、 経 度 : 度 分 秒)

5

土 地 の 面 積

平方メートル

6

工事着手前の土地利用状況

7

工事完了後の土地利用

8

盛 土 の タ イ プ

平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土

9

土 地 の 地 形

溪流等への該当 有・無

10

工 事 の 概 要

イ

盛土又は切土の高さ

メートル

ロ

盛土又は切土をする土地の面積

平方メートル

ハ

盛土又は切土の土量

盛 土

立方メートル

切 土

立方メートル

ニ

擁 壁

番 号

構 造

高 さ

延 長

メートル

メートル

ホ

崖面崩壊防止施設

番 号

種 類

高 さ

延 長

メートル

メートル

ヘ

排水施設

番 号

種 類

内法寸法

延 長

センチメートル

メートル

ト

崖面の保護の方法

チ

崖面以外の地表面の保護の方法

	リ	工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ	その他の措置			
	ル	工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ	工程の概要			
11	その他の必要な事項				
12	変更の理由				
13	許可番号		第 号		
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件		※許可番号欄
年 月 日					年 月 日
第 号					姫路市指令土 第10－ 号 ()
係員氏名					係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

手 数 料 確 認 欄					
※ 手 数 料					庶務担当 印
変 更 許 可	内 訳	(ア) 工事の内容の変更	平方メートル	円	備 考
		(イ) その他の変更		円	
	合 計			円	

※ 意 見 欄	
担当者 職 氏 名	印

様式第七

(副) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変 更の許可を申請します。 年 月 日 姫路市長 様 申請者 氏名					※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()			
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
			切 土	立方メートル		
	ニ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ヘ	排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
					センチメートル	メートル
ト	崖面の保護の方法					
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法					

	リ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置			
	ヌ そ の 他 の 措 置			
	ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
	ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
	ワ 工 程 の 概 要			
11	そ の 他 必 要 な 事 項			
12	変 更 の 理 由			
13	許 可 番 号	第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				姫路市指令土 第 1 0 - 号 ()
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

(正) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更 の許可を申請します。 年 月 日 姫路市長 様 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		

	ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日	
	ワ	工事完了予定年月日	年 月 日	
	カ	工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号		第 号	
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				姫路市指令土 第 1 2 - 号 ()
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

手 数 料 確 認 欄					
※ 手 数 料				庶務担当 印	
変 更 許 可	内 訳	(ア) 工事の内容の変更	平方メートル	円	備 考
		(イ) その他の変更		円	
			合 計		円

※ 意 見 欄	
担当者 職 氏 名	印

様式第八

(副) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更 の許可を申請します。 年 月 日 姫路市長 様 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				姫路市指令土 第 1 2 - 号 ()
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第九

※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

姫路市長 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 1 項}
{第 36 条第 1 項} の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄
年 月 日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

姫路市長 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項
第36条第4項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受 付 欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

姫路市長 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地 の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対 象となる特定工程 に 係 る 工 事	検 査 実 施 回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の 中間検査受検履歴	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の 中間検査受検予定	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

姫路市長 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け
出ます。

記

1 工事施行者住所氏名		
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
	切 土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

姫路市長 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け
出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第3項
第40条第3項} の規定により、下記の工事について届け
出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転 用 し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
2 転 用 し た 土 地 の 面 積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()			
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
工事の概要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
			切土	立方メートル		
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
					メートル	メートル

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法				
	リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要					
11	そ の 他 必 要 な 事 項				

〔注意〕

1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	
ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日
ワ	工事完了予定年月日	年 月 日
カ	工程の概要	
8	その他の必要な事項	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法				
リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 その他必要な事項				
12 変 更 の 理 由				
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	
ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日
ワ	工事完了予定年月日	年 月 日
カ	工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上					
70 センチメートル以上	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }				
	1	工 事 主 の 住 所 氏 名			見 取 図
	2	許 可 番 号	第 号		
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日		
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名			
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名			
	6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許 可 又 は 届 出 担 当 の 都 道 府 県 部 局 名 称 連 絡 先				
50 センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上				
70 センチメートル以上	土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
	1	工 事 主 の 住 所 氏 名	見 取 図	
	2	許 可 番 号		第 号
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日		年 月 日
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名		
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			
50 センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第3号（第3条関係）

（正） 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書				
宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第15条第1項} \\ \text{第34条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、協議を申し出ます。				
年 月 日 姫路市長 様 協議者 住所 氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、主たる事業所の} \\ \text{所在地、名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$				
1	工事主住所及び氏名			
2	設計者住所及び氏名			
3	工事施行者住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度） （緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）			
5	土地の面積 平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無			
10 工事の概要	イ	盛土又は切土の高さ メートル		
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル		
	ハ	切土	立方メートル	
		盛土	立方メートル	
	ニ	番号	構造	高さ メートル
				延長 メートル
	ホ	番号	構造	高さ メートル
				延長 メートル
	ヘ	番号	種類	内法寸法 センチ
				延長 メートル

ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日	
ワ	工程の概要		
11 その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件
年 月 日			年 月 日
第 号			協議同意番号 第 号 ()
係員氏名			係員氏名
(注意) 1 ※印のある欄は記入しない。 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可) 6 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。			

※ 意 見 欄	
担当者 職 氏 名	印

様式第3号 (第3条関係)

[illegible]

ト	崖面の保護の方法	
チ	崖面以外の地表面の保護の方法	
リ	工事中の危害防止のための措置	
ヌ	その他の措置	
ル	工事着手予定年月日	年 月 日
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日
ワ	工程の概要	
11 その他必要な事項		
(注意) 1 ※印のある欄は記入しない。 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○を付すこと。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可) 6 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。		

様式第4号（第3条関係）

(正) 土石の堆積に関する工事の協議申出書		
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、協議を申し出ます。 年 月 日 姫路市長 様 協議者 住所 氏名 [法人にあっては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名]		
1	工事主住所及び氏名	
2	設計者住所及び氏名	
3	工事施行者住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	

ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日		年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日		年 月 日	
カ 工程の概要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※同意協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			同意協議番号 第 号 ()
係員氏名			係員氏名
(注意) 1 ※印のある欄は記入しない。 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けを出すこと。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。			

※ 意 見 欄	
担当者 職 氏 名	印

様式第4号 (第3条関係)

様式第4号（第3条関係） (副) 土石の堆積に関する工事の協議同意通知書			
※協議同意通知欄	この申出書及び添付図書に記載の土石の堆積に関する工事について、下記の条件を付して協議に同意しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第3条第4項の規定により通知します。 協議同意番号 第 号 () 年 月 日 姫路市長 印		
	条件		
1 工事主住所及び氏名			
2 設計者住所及び氏名			
3 工事施行者住所及び氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積		平方メートル	
6 工事の目的			
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			

ヌ 工事中の危害防止のための措置	
ル その他の措置	
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
カ 工程の概要	
8 そ の 他 必 要 な 事 項	

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けを出すこと。
- 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号（第4条、第4条の2関係）

宅地造成等に関する工事の変更届書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項の規定により、
宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号
年 月 日
姫路市指令土 第 ー 号（ ）

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事	項	変	更	前	変	更	後

4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする

様式第6号（第4条、第4条の2関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書

年 月 日

姫路市長 様

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第35条第2項の規定により、
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可番号
年 月 日
姫路市指令土 第 ー 号（ ）

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事	項	変	更	前	変	更	後

4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする

様式第7号（第4条の2関係）

（正） 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書						
宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 16 条第 3 項} \\ \text{第 35 条第 3 項} \end{array} \right\}$ の規定により、変更の協議を申し出ます。 年 月 日 姫路市長 様 協議者 住所 氏名 〔 法人にあっては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕						
1	工 事 主 住 所 及 び 氏 名					
2	設 計 者 住 所 及 び 氏 名					
3	工事施行者住所及び氏名					
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）				
5	土 地 の 面 積	平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有 ・ 無				
10	工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
		ハ 盛土又は切土の土量	切 土	立方メートル		
			盛 土	立方メートル		
		ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
		ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
		ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ	メートル		

ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日	
ワ	工程の概要		
11	その他の必要な事項		
12	変更の理由		
13	協議同意番号	第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		協議同意番号 第 号 ()
	係員氏名		係員氏名

(注意)

- ※印のある欄は記入しない。
- 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※ 意 見 欄	
担当者 職 氏 名	印

様式第7号（第4条の2関係）

(副) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議同意通知書						
※ 変 更 協 議 同 意 通 知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更については、下記の条件を付して協議に同意しましたので、姫路市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第４条の２第３項において準用する第３条第３項の規定により通知します。					
	変更協議同意番号 第 号 — () 年 月 日					
	姫路市長				印	
	条件					
１	工 事 主 住 所 及 び 氏 名					
２	設 計 者 住 所 及 び 氏 名					
３	工 事 施 行 者 住 所 及 び 氏 名					
４	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
５	土 地 の 面 積		平方メートル			
６	工事着手前の土地利用状況					
７	工事完了後の土地利用					
８	盛 土 の タ イ プ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
９	土 地 の 地 形		溪流等への該当 有 ・ 無			
１０ 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	切 土	立方メートル		
			盛 土	立方メートル		
	ニ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ヘ	排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
					センチ	メートル

ト	崖面の保護の方法	
チ	崖面以外の地表面の保護の方法	
リ	工事中の危害防止のための措置	
ヌ	その他の措置	
ル	工事着手予定年月日	年 月 日
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日
ワ	工程の概要	
11	その他の必要な事項	
12	変更の理由	
13	協議同意番号	第 号

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第8号（第4条の2関係）

(正) 土石の堆積に関する工事の変更協議申出書			
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項 第35条第3項 } の規定により、変更の協議を申 し出ます。 年 月 日 姫路市長 様 協議者 住所 氏名 [法人にあっては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名]			
1	工事主住所及び氏名		
2	設計者住所及び氏名		
3	工事施行者住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル その他の措置			
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工程の概要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項				
9 変 更 の 理 由				
10 協 議 同 意 番 号		第 号		
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				協議同意番号 第 ー 号 ()
係員氏名				係員氏名
(注意) 1 ※印のある欄は記入しない。 2 3 欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届けを出すこと。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。				

※ 意 見 欄	
担当者 職 氏 名	印

様式第8号（第4条の2関係）

※ 変 更 協 議 同 意 通 知 欄 (副) 土石の堆積に関する工事の変更協議同意通知書			
この申請書及び添付図書に記載の土石の堆積に関する工事の計画変更については、下記の条件を付して協議に同意しましたので、姫路市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第3項において準用する第3条第3項の規定により通知します。			
変更協議同意番号 第 号一 () 年 月 日			
姫路市長 印			
条件			
1 工 事 主 住 所 及 び 氏 名			
2 設 計 者 住 所 及 び 氏 名			
3 工 事 施 行 者 住 所 及 び 氏 名			
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土 地 の 面 積		平方メートル	
6 工 事 の 目 的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			

リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	
ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日
ヅ	工事完了予定年月日	年 月 日
カ	工程の概要	
8	その他の必要な事項	
9	変更の理由	
10	協議同意番号	第 号

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けを出すこと。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号（第5条関係）

{宅地造成等
特定盛土等又は土石の堆積} に関する工事中止・再開・廃止届書

年 月 日

姫路市長 様

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

中止

{宅地造成等
特定盛土等又は土石の堆積} に関する工事を次のとおり 再開 したので、届け出ます。

廃止

許 可 届 出 年月日及び番号	年 月 日 姫路市指令土 第 ー 号 ()
理 由	
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

注 1 不要な文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 10 号（第 5 条関係）

届 出 の 工 事 の 変 更 届 書	
年 月 日	
姫路市長 様	
住 所 氏 名 〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） 第21条第1項 第21条第3項 の規定により届け出た 工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。	
最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	
土 地 の 所 在 及 び 地 番	
土 地 の 面 積	
工 事 の 種 類 及 び 内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 1 1 号（第 5 条関係）

届 出 の 工 事 の 変 更 届 書	
年 月 日	
姫路市長 様	
住 所 氏 名 〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） 第40条第1項 第40条第3項 の規定により届け出た 工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。	
最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	
土 地 の 所 在 及 び 地 番	
土 地 の 面 積	
工 事 の 種 類 及 び 内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。	

宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調査							
工事区域に含まれる地域の 所在地及び地番	対 象 物 件	地 目	面 積	権 利 の 種 類	土.地所有者等関係権利者		同 意 の 有 無
					住 所	氏 名	
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無

(注) 1 「対象物件」欄には、土地家屋等の区別を記入してください。

2 「面積」欄に登記簿上のものを記入し、実測が明らかときは()書きで記入してください。

3 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入してください。

4 「同意の有無」欄には、該当するものに○印を記入してください。

同 意 書

年 月 日

使 用 者 様

土地所有権等権利者 住 所

氏 名

電 話 () -

今般、あなたが、私の所有権等を有する土地について下記のとおり使用されることを同意いたします。

記

使 用 土 地 の 範 囲	
使用土地に有する権利	
使 用 の 内 容	
使 用 期 間	
そ の 他	

(様式例 3 号)

住民への周知実施報告書

年 月 日

姫路市長 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知するための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

記

1 土地の所在地及び地番	
2 工事施行者の氏名又は名称	
3 周知範囲	
4 周知の方法	説明会の開催・書面の配布・掲示及びインターネットへの掲載
5 周知の期間等	
6 周知内容	

- 1 3 欄は、住民に周知した範囲を記入し、かつ、周知した範囲の位置を示す地図等を添付してください。
- 2 4 欄は、該当する周知の方法に○印を付してください（複数選択可）。
- 3 5 欄は、住民に周知した方法ごとに次の内容を記入してください。
 - (1) 説明会を開催した場合は、開催することを住民に通知した方法、開催日時、開催場所及び説明会時の写真
 - (2) 書面を配布した場合は、すべての周知範囲に対する書面の配布が完了した日
 - (3) 掲示及びインターネットへの掲載をした場合は、掲示及びインターネットに掲載をした日
- 4 6 欄は、周知した内容を記入し、かつ、周知した内容が分かる説明会の資料などを添付してください。

- ・以下の資料を添付すること。

・法令による登録の欄は、宅地建物取引業免許番号、建設業許可番号等を記入すること。

工事施行者の能力に関する申告書

氏 名 (名称及び代表者氏名)									
住 所 (所 在 地)		電話 () -							
設 立 年 月 日		年 月 日							
法 令 に よ る 登 録	建 設 業 法 宅地建物取引業法 そ の 他						資 本 金		万円
							主たる取引 金 融 機 関		
職 員 数	事務職		技術職		労務職			計	
	人		人		人			人	
主 及 び 技 術 者 名	役 職 名		氏 名		年 齢	在社年数	資格免許、学歴、その他		
過 去 五 年 間 の 宅 地 開 発 に 関 する 実 績	事 業 名 (工事名)	事 業 主 元請下請 の 区 別	工 事 場 所	面 積 (平方メートル)	許認可番号 年 月 日	着工年月 完成年月	検 査 済 証 交 付 日 年 月 日	工 事 高 (万 円)	
上 記 以 外 の 工 事 実 績									
年 月 日 (宛先) 姫 路 市 長 上記のとおり申告します。 申告者氏名									

以下の資料を添付すること。

- ・工事施行者の登記事項証明書（申請書提出日の3か月以内）
- ・建築業の許可証明書（建築・土木工事）の写し

設計者の資格に関する申告書

(1) 設計者の氏名 生 年 月 日		年 月 日 生		(2) 施行令 第22条 該当号	1・2・3・4・5
(3) 現 住 所					
(4) 勤務先の所在地及び名称		電話 () —			
(5) 最 終 学 歴		年 月 日 卒業 中退 学校名 学科名 修業年限 年			
(6) 資 格 免 許 等	名 称	(イ) 一 級 建 築 士	(ロ) 技 術 士	(ハ)	
	登録番号等	第 号	() 部門 第 号		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
(7) 実 務 経 歴	工 事 名 及 び 実 務 の 内 容		実 務 に 従 事 し た 期 間		期 間 の 合 計
			年 月から (年 月) 年 月まで		年 月
			年 月から (年 月) 年 月まで		
			年 月から (年 月) 年 月まで		
※ 審 査 適 ・ 否		年 月 日 (宛先) 姫 路 市 長 上記のとおり申告します。 申告者氏名			

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 この申告書は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第21条に該当しない場合は、不要です。
 3 「6」欄の資格等については資格を証明する書類の写しを添付してください。
 4 卒業証明書を添付してください。

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。

- （1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2） 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- （3） 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分にかかる行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）

2 1 の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

姫 路 市 長 宛

申請者
住 所

氏 名

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、姫路市長が必要と認める場合には、下記 1 の（１）から（４）の該当の有無を確認するため、所管の警察署長へ照会を行うことに同意し、市の求めに応じ、速やかに役員名簿等の提出を行います。

1 私（当法人・当組合を含む。）は次の（１）から（４）のいずれにも該当しません。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- （２） 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- （３） 法人又は組合であって、その役員のうちに（２）に該当する者があるもの
- （４） 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1 の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

姫 路 市 長 宛

申請者
住 所

氏 名

様式例 9 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

姫路市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）<sup>〔第19条第1項
第38条第1項〕</sup>の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 姫路市指令土 第 一 号 ()			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式例 10 号

土石の堆積に関する工事の定期報告書				
姫路市長 様		年 月 日		
住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)				
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） { 第19条第1項 第38条第1項 } の規定により、土石の 堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。				
1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 姫路市指令土 第 ー 号 ()			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				
注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。				

工程報告に関する指示書

下記の工程に達した時は、検査を行い、各設計図書、工事写真及び試験結果等を整理しておいてください。また、工事完了検査申請時には、これらの関係書類を添付した工程報告書を提出してください。

記

- 防災施設設置時
- 防災施設埋設部分設置時
- 地下排水暗渠敷設時
- 段切り完了時
- 水路基礎完了時
- 主要な暗渠敷設時
- 各排水施設基礎完了時
- 擁壁根切り完了時
- 地盤改良完了時
- R C 擁壁基礎配筋完了時
- R C 擁壁壁配筋完了時
- R C 擁壁基礎完了時
- 練積み造擁壁基礎完了時
- 練積み造擁壁の各 1 m 毎築造時
- 止水コンクリート施工時
- 透水層施工状況

(注) 1 ●印の工程について関係書類を整理しておいてください。
また、市職員の立会が必要か事前に確認してください。

2 工程報告書を提出しない場合には、工事完了検査申請があっても、
受理できないことがあります。

様式例 12号

工程報告書

令和 年 月 日

姫路市長 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）{第 12 条第 1 項}第 30 条第 1 項} の規定により許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、下記の工程に達し、適正に施工されていることを報告します。

記

許可番号	姫路市指令土第 10－ 号 ()
許可年月日	令和 年 月 日
	☐ 防災施設設置時 ☐ 防災施設埋設部分設置時 ☐ 地下排水暗渠敷設時 ☐ 段切り完了時 ☐ 水路基礎完了時 ☐ 主要な暗渠敷設時 ☐ 各排水施設基礎完了時 ☐ 擁壁根切り完了時 ☐ 地盤改良完了時 ☐ R C 擁壁基礎配筋完了時 ☐ R C 擁壁壁配筋完了時 ☐ R C 擁壁基礎完了時 ☐ 練積み造擁壁基礎完了時 ☐ 練積み造擁壁の各 1 m 毎築造時 ☐ 止水コンクリート施工時 ☐ 透水層施工状況

- (注) 1 報告工程に●印を入れてください。
- 2 この報告書には、工事写真及び試験結果等を添付してください。

工 事 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

姫路市長 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
{ 第 12 条第 1 項 }
{ 第 30 条第 1 項 } の規定
により許可を受けた下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事を適正に施行したことを報告します。

記

1 許 可 番 号	姫路市指令土 第 1 0 一 号 ()
2 許 可 年 月 日	令和 年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	

特定工程終了報告書

令和 年 月 日

姫路市長 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
{ 第 12 条第 1 項 }
{ 第 30 条第 1 項 } の規定
により、許可を受けた下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事について同法
{ 第 18 条第 1 項 }
{ 第 37 条第 1 項 } の特定工程に係る工事を適正に終えたことを報告します。

記

1 許 可 番 号	姫路市指令土 第 1 0 一 号 ()
2 許 可 年 月 日	令和 年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可チェックリスト(申請書提出部数 正本・副本各1部(2部提出))

・許可申請に必要な書類

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	許可申請書(別記様式第二(正)(副))	☐	☐
2	構造計算書 ・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定 (鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合)	☐	☐
3	地盤・崖面、渓流等における盛土の安定計算書 ・土質試験その他の調査 ・試験に基づく地盤の安定計算 (宅地造成に伴い、災害が生じる恐れが特に大きい土地において高さ15mを超える盛土をする場合又は擁壁の設置が必要でない崖面であることを確かめる場合)	☐	☐
4	流量計算書 ・排水施設の断面の決定に用いる計画流水量の計算	☐	☐
5	設計者資格証明書 ・様式例6号 ・卒業証明書、実務経歴証明書、資格、免許等の写し等、資格を証明するもの	☐ ☐	☐ ☐
6	申請する土地及びその周辺の写真	☐	☐
7	工事主を証明する書類 【工事主が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
8	工事主の資力・信用に関する書類 【工事主が個人・法人共通】 ・資金計画書(別記様式第三) ・様式例4号 【工事主が個人の場合】 ・預金残高証明書、融資証明書 ・直近2年の所得税の納税証明書((その1)または(その3の2)または(その1)と(その3の2)の両方) 【申請者が法人の場合】 ・預金残高証明書、融資証明書 ・法人税の納税証明書((その1)または(その3の3))	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
9	工事施行者の能力に関する書類 ・登記事項証明書、建設業の許可証明書 ・様式例5号	☐ ☐	☐ ☐
10	工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類 ・様式例2号 ・同意者を証明する書類(工事主を証明する書類に準じるもの)添付	☐ ☐	☐ ☐
11	住民への周知の措置を講じたことを証する書類 ・様式例3号	☐	☐
12	工事主の誓約書 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約(様式例7号) ・暴力団員との関係を有しないことの誓約(様式例8号)	☐ ☐	☐ ☐

13	国土交通大臣による擁壁の認定書 ・特殊の材料又は構法による擁壁	☐	☐
14	土地登記全部事項証明書（申請書提出日の3か月以内のもの）	☐	☐
15	宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書（様式例Ⅰ号）	☐	☐
16	委任状（様式は任意・代理人が申請手続きを行う場合）	☐	☐
17	その他市長が必要と認めるもの	☐	☐

・許可申請に必要な図面

No.	図面の種類	明記すべき事項	申請者 確認	市 確認
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	☐	☐
2	地形図	方位及び土地の境界線	☐	☐
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	☐	☐
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	☐	☐
5	排水流域図	土地の境界、集水系統ブロック別に色分け、地表水及び排水施設の水の流れる方向、流量計算書との照合符号	☐	☐
6	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	☐	☐
7	排水施設縦断面図	測点、排水渠勾配及び管径、管底高、マンホール種類、位置及び記号、マンホール間距離、基準線（D.L.）、排水施設記号	☐	☐
8	排水施設構造図	排水施設の記号、開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等、放流先河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ	☐	☐
9	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	☐	☐
10	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法	☐	☐
11	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	☐	☐
12	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	☐	☐
13	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	☐	☐
14	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り（申請書提出日の3か月以内のもの）	☐	☐
15	求積図及び算式	許可申請の対象となる土地の面積、盛土及び切土の土量	☐	☐

土石の堆積に関する工事の許可チェックリスト(申請書提出部数 正本・副本各1部(2部提出))

・許可申請に必要な書類

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	許可申請書(別記様式第四(正)(副))	☐	☐
2	土量計算書 ・土石の堆積の最大積載土量の計算	☐	☐
3	堆積した土石の崩壊を防止するための措置、又は土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止するための措置の内容が適切であることを証する書類 (堆積した土石の崩壊を防止するための措置を行う場又は土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合)	☐	☐
4	流量計算書 ・排水施設の断面の決定に用いる計画流水量の計算	☐	☐
5	工程表 ・土石の堆積の工事に係る土地の整地などの準備から堆積した全ての土石を除却してそれについての市長の確認を申請するまでの工程を示す工程表	☐	☐
6	申請する土地及びその周辺の写真	☐	☐
7	工事主を証明する書類 【工事主が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
8	工事主の資力・信用に関する書類 【工事主が個人・法人共通】 ・資金計画書(別記様式第五) ・様式例4号 【工事主が個人の場合】 ・預金残高証明書、融資証明書 ・直近2年の所得税の納税証明書((その1)または(その3の2)または(その1)と(その3の2)の両方) 【申請者が法人の場合】 ・預金残高証明書、融資証明書 ・法人税の納税証明書((その1)または(その3の3))	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
9	工事施行者の能力に関する書類 ・登記事項証明書、建設業の許可証明書 ・様式例5号	☐ ☐	☐ ☐
10	工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類 ・様式例2号 ・同意者を証明する書類(工事主を証明する書類に準じるもの)添付	☐ ☐	☐ ☐
11	住民への周知の措置を講じたことを証する書類 ・様式例3号	☐	☐
12	工事主の誓約書 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約(様式例7号) ・暴力団員との関係を有しないことの誓約(様式例8号)	☐ ☐	☐ ☐
13	土地登記全部事項証明書(申請書提出日の3か月以内のもの)	☐	☐
14	宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書(様式例1号)	☐	☐

15	委任状(様式は任意・代理人が申請手続きを行う場合)	☐	☐
16	その他市長が必要と認めるもの	☐	☐

・許可申請に必要な図面

No.	図面の種類	明記すべき事項	申請者 確認	市 確認
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	☐	☐
2	地形図	方位及び土地の境界線	☐	☐
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	☐	☐
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	☐	☐
5	土石の断面図	土石の堆積の高さ	☐	☐
6	柵その他これに類するものの立面図	関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示内容	☐	☐
7	排水流域図	土地の境界、集水系統ブロック別に色分け、地表水及び排水施設の水の流れの方向、流量計算書との照合符号	☐	☐
8	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	☐	☐
9	排水施設縦断面図	測点、排水渠勾配及び管径、管底高、マンホール種類、位置及び記号、マンホール間距離、基準線(D.L.)、排水施設記号	☐	☐
10	排水施設構造図	排水施設の記号、開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等、放流先河川、水路の名称、断面、水位(低水位、高水位)及び吐口の高さ	☐	☐
11	公図(法務局備付)	工事区域を朱線で枠取り(申請書提出日から3か月以内のもの)	☐	☐
12	求積図	許可申請の対象となる土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積	☐	☐

中間検査必要書類等チェックリスト(申請書提出部数 1部)

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	中間検査申請書(別記様式第十三)	☐	☐
2	特定工程終了工程報告書(様式例14号)	☐	☐
3	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図・設計図書・工事写真・試験結果	☐	☐

完了検査・完了確認必要書類チェックリスト(申請書提出部数 1部)

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	完了検査申請書(別記様式第九)	☐	☐
2	工事完了報告書(様式例13号)	☐	☐
3	図面(位置図・造成計画平面図・排水計画平面図)	☐	☐
4	工事写真(施行中及び完了時)	☐	☐
5	試験結果等	☐	☐

・土石の堆積に関する工事の完了確認

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	確認申請書(別記様式第十一)	☐	☐
2	図面(位置図・工事完了後の平面図)	☐	☐
3	土石の除去完了後の写真	☐	☐

定期報告必要書類チェックリスト(申請書提出部数 正本・副本各1部(2部提出))

行為	報告事項	申請者 確認	市 確認
宅地造成又は 特定盛土等	ア 報告書(様式例9号)	☐	☐
	イ 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	☐	☐
	ウ ア(ア)から(エ)の状況を示す次の書類		
	(ア) 報告の時点における土地の平面図	☐	☐
	(イ) 報告の時点における土地の断面図	☐	☐
	(ウ) 報告の時点における造成面積求積図	☐	☐
	(エ) 報告の時点における土量計算書	☐	☐
土石の堆積	ア 報告書(様式例10号)	☐	☐
	イ 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	☐	☐
	ウ ア(ア)から(エ)の状況を示す次の書類		
	(ア) 報告の時点及び前回の報告の時点における土地の平面図	☐	☐
	(イ) 報告の時点及び前回の報告の時点における土地の断面図	☐	☐
	(ウ) 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積に関する求積図	☐	☐
	(エ) 報告の時点及び前回の報告の時点における土石の堆積に関する土量計算書	☐	☐

特定盛土等規制区域で行われる工事の届出チェックリスト(申請書提出部数 正本・副本各1部(2部提出))

届出書類一覧表(特定盛土等に関する工事)

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	届出書(別記様式第十九(正)(副)) 届出書(別記様式第二十一(正)(副))(変更の場合)	☐ ☐	☐ ☐
2	申請する土地及びその周辺の写真	☐	☐
3	工事主を証明する書類 【工事主が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
4	土地登記全部事項証明書(届出書提出日の3か月以内のもの)	☐	☐
5	工事主の誓約書 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約(様式例7号) ・暴力団員との関係を有しないことの誓約(様式例8号)	☐ ☐	☐ ☐
6	委任状(様式は任意・代理人が申請手続きを行う場合)	☐	☐
7	その他市長が必要と認めるもの	☐	☐

・変更については、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに限り添付すること

届出に必要な図面(特定盛土等に関する工事)

No.	図面の種類	明記すべき事項	申請者 確認	市 確認
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	☐	☐
2	地形図	方位及び土地の境界線	☐	☐
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	☐	☐
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	☐	☐
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	☐	☐
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類がニ以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	☐	☐
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法	☐	☐
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	☐	☐
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	☐	☐
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	☐	☐
11	公図(法務局備付)	工事区域を朱線で枠取り(届出書提出日の3か月以内のもの)	☐	☐
12	求積図及び算式	許可申請の対象となる土地の面積、盛土及び切土の土量	☐	☐

特定盛土等規制区域で行われる工事の届出チェックリスト(申請書提出部数 正本・副本各1部(2部提出))

・届出書類一覧表(土石の堆積に関する工事)

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	届出書(別記様式第二十(正)(副)) 届出書(別記様式第二十二(正)(副))(変更の場合)	☐ ☐	☐ ☐
2	申請する土地及びその周辺の写真	☐	☐
3	工事主を証明する書類 【工事主が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれに類するもので氏名・住所を証する書類	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
4	土地登記全部事項証明書(届出書提出日の3か月以内のもの)	☐	☐
5	工事主の誓約書 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約(様式例7号) ・暴力団員との関係を有しないことの誓約(様式例8号)	☐ ☐	☐ ☐
6	土量計算書 ・土石の堆積の最大積載土量の計算	☐	☐
7	工程表 ・土石の堆積の工事に係る土地の整地などの準備から堆積した全ての土石を除却してそれについての市長の確認を申請するまでの工程を示す工程表	☐	☐
8	委任状(様式は任意・代理人が申請手続きを行う場合)	☐	☐
9	その他市長が必要と認めるもの	☐	☐

・変更については、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに限り添付すること

届出に必要な図面(土石の堆積に関する工事)

No.	図面の種類	明記すべき事項	申請者 確認	市 確認
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	☐	☐
2	地形図	方位及び土地の境界線	☐	☐
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	☐	☐
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	☐	☐
5	土石の断面図	土石の堆積の高さ	☐	☐
6	公図(法務局備付)	工事区域を朱線で枠取り(申請書提出日の3か月以内のもの)	☐	☐
7	求積図	許可申請の対象となる土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積	☐	☐

規制区域の指定の際に行われている工事の届出チェックリスト(申請書提出部数 正本・副本各1部(2部提出))

届出書類一覧表(宅地造成及び特定盛土等に関する工事)

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	届出書(別記様式第十五(正)(副))	☐	☐
2	届出を行う土地及びその周辺の写真 ・盛土又は切土を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真(※9)	☐	☐
3	委任状(様式は任意・代理人が手続きを行う場合)	☐	☐

届出に必要な図面(宅地造成及び特定盛土等に関する工事)

No.	図面の種類	明記すべき事項	申請者 確認	市 確認
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	☐	☐
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線(※9)	☐	☐
3	土地の平面 図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置(※9)	☐	☐

※9 政令第23条に掲げる規模の工事である場合に提出が必要です。(手引き P22(1)の表を参照)

届出書類一覧表(土石の堆積に関する工事)

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	届出書(別記様式第十六(正)(副))	☐	☐
2	届出を行う土地及びその周辺の写真(※10) ・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	☐	☐
3	委任状(様式は任意・代理人が手続きを行う場合)	☐	☐

届出に必要な図面(土石の堆積に関する工事)

No.	図面の種類	明記すべき事項	申請者 確認	市 確認
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	☐	☐
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線(※10)	☐	☐
3	土地の平面 図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容(※10)	☐	☐

※10 政令第25条に掲げる規模の工事である場合に提出が必要です。(手引き P23(1)の表を参照)

規制区域内において擁壁等に関する工事等の届出チェックリスト(申請書提出部数 正本・副本各1部(2部提出))

・届出書類

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	届出書(別記様式第十七(正)(副))	☐	☐

規制区域内において公共施設用地を宅地又は農地等に転用する場合の届出チェックリスト(申請書提出部数 正本・副本各1部(2部提出))

・届出書類

No.	種類・内容	申請者 確認	市 確認
1	届出書(別記様式第十八(正)(副))	☐	☐